

兵高教組

週刊査定情報

2015年12月21日 26号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

再任用問題 こんな管理職いませんか？ フルタイム勤務の押しつけ 他校での再任用の強要

高教組と県教委が再任用制度の交渉について妥結をしたのは2013年10月28日です。その妥結内容は、高等学校（教諭）における短時間勤務は、介護、健康等の事情のある者に適用し、本人からの申し出でよい（証明書等不要）こと、などです。そして原則として現任校での再任用とすることは再任用制度導入時に県教委と高教組とで確認しています。しかし、妥結から2年を経て、学校現場によっては、妥結内容と違う対応をとっている管理職がいるという報告が少なからずあがってきています。それを見て、今調査情報ではあらためて、再任用制度について特集します。

「100人交渉」で前進的回答を引き出し 県教委と妥結

再任用制度の交渉は県教委が再任用制度の変更を提案してきた2013年度に行われました。高教組は100名の交渉団を組織し、県教委との交渉に臨みました。その結果、3日間の短時間勤務について、前進的な回答を引き出し、これを見て10月28日に妥結を決定しました。

県教委との妥結内容

高等学校（教諭）の再任用についての妥結内容は以下の通りです。

【平成26年度からの運用方針】

1. 高等学校教諭としての再任用は、フルタイム勤務（週38時間45分）又は短時間勤務週3日（週23時間15分に限る）とし、1年ごとの更新とする。
2. 短時間勤務は、介護、健康等の事情のある者に適用する。なお、個別の事情は、本人から校長もしくは県教委への申し出とする。（証明書等は不要、本人の申し出でよい）

※既に再任用している者については、現行どおりの扱いとする。

短時間勤務についての「2.」の表現は少しわかりにくいけれど、週3日間の短時間勤務を希望する場合、介護、健康等の事情を本人がその旨申し出さえすれば、それにしたがつ

て短時間勤務が認められるということです。例えば、「フルタイムで勤務するには体力的に不安だ」と申し出れば、それにしたがつて短時間が認められるということであり、したがつて管理職がフルタイムを強要することはできません。

また、再任用勤務先が、原則として現任校であることは再任用制度が導入された際、県教委と確認しています。

「妥結内容に変更なし」

あらためて県教委と確認

そして、この妥結内容については、当然のことですが、現時点においても、県教委は「内容の変更がない」旨、高教組と確認しています。一部には、当該校での勤続年数が長いことを理由に現任校での再任用を拒む管理職がいるとの報告もあります。再任用はいったん退職した上での任用、そして「1年ごとの更新」であり、通常の人事異動とは別のものです。ですから通常の人事異動と同様に扱うべきものではなく、勤続年数の長さが現任校での勤務を拒む理由にはならず、このような行為は妥結・確認内容に反する行為です。

また、特別支援学校や少数職種の再任用については短時間勤務さえ、原則認められていません。今後も高教組はその実現に向けて奮闘します。